

トピックス

- 企業生産終了時における従業員取扱案について

法令速報

- 国家知的財産権局、「商標一般違法判断標準」を公布
- 全国人民代表大会常務委員会、「『中華人民共和國民事訴訟法』の改定に関する決定」を可決
- 市場監督管理総局等の五部門、「企業抹消ガイダンス(2021年改定)」を公布

弁護士コラム

- 「サイバーセキュリティ審査制度に関する最新動向について

企業生産終了時における従業員取扱案について

メディアの報道によりますと、まもなく創立 32 周年を迎える佳能珠海有限公司(以下「キャノン珠海」)は、会社経営の難度により生産の終了を決定し、会社の労働組合との協議を経て、労働契約の解除に伴う経済補償案をめぐる合意を達成しました。この経済補償案は五つの部分に分かれており、それぞれ経済補償金、特別慰労金、就業支援金、賞与および春節慰問金となっています。この補償案の金額は、法定の経済補償基準に比べますと、はるかに高額です。

キャノン珠海の従業員取扱案に基づき、当所が目下請け負わせていただいている類似の問題の経験を踏まえますと、当所は以下の数点の内容が各企業の方々への御参考の用途に供することができるものと考えます。

1. 生産終了の公示時には、経済補償案を同時に公示するのか

一般的な状況の下では、企業は生産終了計画を従業員に公示する際に、経済補償案も同時に公示します。しかし、生産終了計画と経済補償案を分けて公示する対応方法も存在しています(例えば、キャノン珠海の今

回の取扱方法など)。具体的にどのような方法を採用すべきかにつきましては、企業の実際の状況(例えば、生産計画の完成状況、情報の秘密保持能力、会社の労働組合との関係、現地政府の支持の程度など)に基づいて判断を行う必要があります。

2. 経済補償案は労働組合との協議を通じた合意を達成する必要があるのか

労働組合を設けている企業は、経済補償案制定の過程、またはその後において、一般的には労働組合と協議を行います。法律の上では、企業は労働組合と経済補償案をめぐる協議を通じて合意に達するよう要求されていません(一般的には合意に達するのは非常に困難とされています)。しかし、経済補償案が十分に手厚く、かつ、政府が十分に支援している状況の下では、労働組合と協議を通じて合意に達する可能性も存在しています。仮に労働組合と経済補償案をめぐる協議を通じて合意に達することができた場合には、従業員による当該案の受入れに更に資することとなります。

3. 経済補償案の制定時における考慮要素

外資企業、特に、経営年数が比較的長い外資企業にとっては、生産の終了時における法定基準よりも高額な経済補償の従業員への支給は、既に慣例となっています。しかし、案そのものは、単純な金額の問題ではなく、さらには、合理性の具備も必要となります。経済補償案の制定時におきましては、所在地の周辺の企業およびグループ内の企業の前例、所在地の経済状況、従業員の状況(年齢、性別、勤続年数、出身地など)、会社の労働管理の状況(不備があるかどうか)などの要素を総合的に考慮した上で、経済補償案を合理的に制定する必要があり、その後初めて、更に容易に従業員から認められることができます。

国家知的財産権局、「商標一般違法判断標準」を公布

法執行標準の統一化に向けて、国家知的財産権局は2021年12月13日、「商標一般違法判断標準」(以下「標準」という。)を公布した。「標準」においては、一般的な違法行為に対し、詳細な列挙が行われている。「標準」によると、以下のいずれかの行為に該当しているときは、いずれも商標違法行為に属するものとされている。

- ① 必ず登録商標を使用しなければならないにもかかわらず、これを使用しなかったとき。
- ② 商標として使用してはならないロゴマークを使用したとき。
- ③ 商業活動において「馳名商標」という字句を使用したとき。
- ④ 商標の使用が許可されている状況の下で、商標のライセンサーがその名称と商品産地を明示しなかったとき。
- ⑤ 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所またはその他の登録事項を自ら変更したとき。
- ⑥ 未登録の商標を登録商標と偽って使用したとき。
- ⑦ 悪意を持って商標登録を申請したとき。

企業は商標の登録・使用の過程において、この点に十分に注意し、商標違法行為により行政処罰を受ける事態を回避しなければならない。

(出典：https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/16/art_75_172237.html)

全国人民代表大会常務委員会、「『中華人民共和國民事訴訟法』の改定に関する決定」を可決

十三回全国人民代表大会常務委員会第三十二次会議は 2021 年 12 月 24 日、「『中華人民共和國民事訴訟法』の改定に関する決定」(以下「決定」という。)を可決した。「決定」は 2022 年 1 月 1 日から実施されている。「決定」においては、既存の「民事訴訟法」に対し、主として以下の改定が行われている。

- ① 小額訴訟手続の適用範囲の拡大。一般的な訴訟案件の「二審終了」制度とは異なり、小額訴訟手続に対しては、「一審結審」制度が適用される。「決定」においては、小額訴訟手続が適用される案件金額の基準が、従来の「各省・自治区・直轄市における前年度就業者年間平均賃金の 30%以下」から「50%以下」に引き上げられている。
- ② 簡易手続の適用範囲の拡大
- ③ 独任審判制度の適用範囲の拡大
- ④ オンライン訴訟の法的効力の確立、オンライン訴訟とオフライン訴訟による同等の法的効力具備の明確化
- ⑤ 公告送達期限の 60 日から 30 日への短縮

(出典：<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202112/5dd11058b5c54fc198386c8706a0076a.shtml>)

市場監督管理総局等の五部門、「企業抹消ガイダンス(2021 年改定)」を公布

市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部、税関総署および税務総局は 2021 年 12 月 29 日、「企業抹消ガイダンス(2021 年改定)」(以下「ガイダンス」という。)を公布した。「ガイダンス」の主な内容は、次のとおりとされている。

- ① 「ガイダンス」には、簡易抹消工程が組み入れられている。債権・債務が発生しておらず、または債権・債務の弁済が既に完了している市場主体(上場後の股份有限公司を除く。)は、簡易抹消工程の適用を受けることができる。
- ② 「ガイダンス」においては、企業の解散・清算手続の内容に対する規定が行われている。企業の解散には、自主解散と強制解散の二種の状況が含まれている旨が明確にされており、清算の五つの手順は、次のとおり詳細に規定されている。一、清算組の設立；二、清算組の情報と債権者公告の公開；三、清算活動の展開；四、会社の資産の分配；五、清算報告書の作成
- ③ 「ガイダンス」においては、以下の三種の特別な状況下における抹消登記処理の手引が追加されている。一つ目に、企業が清算を自ら組織することのできない問題が存在しているときは、法により破産の宣告を人民法院に申請しなければならない。二つ目に、公印遺失の問題が存在しているときは、全体の株主の署名・捺印または清算組の責任者の署名を用いた確認を経て、関連抹消資料は、公印を押さないことができる。三つ目に、株主(出資者)が既に抹消されている問題が存在している場合において、その株主(出資者)に上級主管組織が存在していたときは、既に抹消されている企業の上級主管組織が、規定により関連抹消手続を取り扱う。既に抹消されている企業に合法的な承継主体が存在していたときは、当該承継主体が、関連規定により取扱いを申請することができる。既に抹消されている企業に合法的な承継主体が存在していなかったときは、既に抹消されている企業の抹消時に登記簿に登録されていた株主(出資者)が、取扱いを申請する。

(出典：https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcyj/202112/t20211229_338620.html)

サイバーセキュリティ審査制度に関する最新動向について

弁護士 潘博文

サイバーセキュリティ審査制度は「サイバーセキュリティ法」における重要な法制度である。当該制度は、「サイバーセキュリティ法」および 2020 年 4 月に公布された「サイバーセキュリティ審査弁法」¹(以下「旧弁法」という。)の実施以降、重要情報インフラサプライチェーンの安全および国家の安全に対する保障にとって重要な役割を果たしている²。

2021 年に公布された「データセキュリティ法」の規定を遂行するために、国家インターネット情報弁公室は 2021 年 7 月に「サイバーセキュリティ審査弁法(改定案・意見募集稿)」を公布し、2022 年 1 月 4 日に改定後の「サイバーセキュリティ審査弁法」(以下「新弁法」という。)を正式に公布した(2022 年 2 月 15 日に施行される予定)。以下においては、新弁法の内容を踏まえ、サイバーセキュリティ審査制度およびその最新の動向を御紹介させていただく。

一、背景となる事件である「滴滴出行」の事件

中国企業が海外に上場するに当たり、自社の保有しているデータ(個人情報も含む)の外国政府への提供は、中国のデータセキュリティを脅かし、重大なセキュリティ問題に該当するものとみなされる。2021 年 7 月に発生した「滴滴出行」の事件は、旧弁法の加速的な改定の引き金になったとすることができる。「滴滴出行」事件の経緯は、主として以下のとおりであった。

2021 年 6 月 30 日	「滴滴出行」がニューヨーク証券取引所に上場
2021 年 7 月 2 日	国家データセキュリティリスクの防止、国家の安全の維持および公共の利益の保障を目的として「滴滴出行」に対するサイバーセキュリティ審査を実施
2021 年 7 月 4 日	「滴滴出行」アプリが、個人情報の収集・利用に関する重大な法律違反によりアプリストアから削除される
2021 年 7 月 9 日	「滴滴企業版」アプリ等の 25 の滴滴傘下のアプリが、個人情報の収集・利用に関する重大な法律違反によりアプリストアから削除される
2021 年 7 月 10 日	サイバーセキュリティ審査弁法(改定案・意見募集稿)が公布される
2021 年 7 月 16 日	国家インターネット情報弁公室が、サイバーセキュリティ審査業務の手配の下、公安部、国家安全部、自然資源部、交通運輸部、税務総局、市場監督管理総局などの部門と共同で、「滴滴出行」に対するサイバーセキュリティ立入審査を展開
2021 年 9 月 1 日	交通運輸部が、中央インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、

¹ http://www.cac.gov.cn/2020-04/27/c_1589535450769077.htm

² http://www.gov.cn/zhengce/2022-01/04/content_5666427.htm

	国家市場監督管理総局などの交通運輸新業態共同監督管理部門間合同会議の構成員組織と共に、滴滴出行などの 11 社のオンライン配車予約サービスプラットフォーム会社に対する共同面談を実施
2021 年 12 月 3 日	「滴滴出行」が、ニューヨーク証券取引所からの撤退業務および香港での上場の準備業務の始動を公開

二、旧弁法におけるサイバーセキュリティ審査制度

「サイバーセキュリティ法」および旧弁法において、サイバーセキュリティ審査については、重要情報インフラ運営者のネットワーク製品およびサービスの購入が明確にされており、国家の安全に影響し、または影響するおそれのあるときは、サイバーセキュリティ審査を行わなければならないものとされている。³

重要情報インフラ運営者は、セキュリティ審査の実施に当たって必要なネットワーク製品およびサービスを購入する際には、契約等の要求を通じてネットワーク製品／サービス提供者のセキュリティ審査に協力しなければならない。当該要求には、商品・役務提供の便宜上の条件を利用したユーザーデータの違法な取得またはユーザー設備の違法な制御・操縦の禁止、および正当な理由を有せずに製品または必要な技術支援サービスの供給中断等を行わないという旨の確約の締結義務が含まれている。⁴

三、新弁法におけるサイバーセキュリティ審査の改定内容

1. 適用範囲の変化

旧弁法および改定案の内容に比べ、サイバーセキュリティ審査の適用範囲は、主に以下の面において変更されている。

旧弁法	サイバーセキュリティ審査弁法 (改定案・意見募集稿)	新弁法
第2条第1項 重要情報インフラの運営者は、ネットワーク関連の製品・サービスを調達する場合において、国家の安全に影響を及ぼす可能性があるときは、本法に従ってサイバーセキュリティ審査を行わなければならない。	第2条第1項 重要情報インフラの運営者が、ネットワーク関連の製品・サービスを調達するとき、又は <u>データの取扱者が、データを取り扱う場合</u> において、国家の安全に影響を及ぼし、若しくはその可能性のあるときは、本法に従ってサイバーセキュリティ審査を行わなければならない。	第2条第1項 重要情報インフラの運営者が、ネットワーク関連の製品・サービスを調達するとき、又は <u>オンラインプラットフォームの運営者が、データを取り扱う場合</u> において、国家の安全に影響を及ぼし、若しくはその可能性のあるときは、本法に従ってサイバーセキュリティ審査を行わなければならない。

(赤字の部分は変更内容)

- ✓ 旧弁法においては、サイバーセキュリティ審査は、重要情報インフラ運営者にしか適用されていなか

³ 「サイバーセキュリティ法」第 35 条、旧弁法第 5 条参照。

⁴ 旧弁法第 6 条参照。

った。

- ✓ その後、昨年の意見募集稿によると、適用範囲がデータの取扱者にまで更に拡大されている。実務においては、ほとんどの企業は、データの取扱いを通じてデータの取扱者に該当することになるため、仮に改定案のように定めた場合には、その結果として、いずれの企業もサイバーセキュリティ審査を受けなければならないという懸念があった。
- ✓ 上記の問題を踏まえ、新弁法においては、最終的かつ正式な規定として、データの取扱者という幅広い概念から、**オンラインプラットフォームの運営者(データ取扱者の一種)**に縮小されている。オンラインプラットフォームの運営者について、新弁法には明確に定義されていないが、国家インターネット情報弁公室が2021年11月14日に公布した「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」の第73条によると、「インターネットプラットフォーム事業者とは、情報の公開、ソーシャルネットワーキング、取引、支払、視聴覚などのインターネットプラットフォームサービスをユーザーに提供するデータ取扱者をいう」ものとされている。

2. サイバーセキュリティ審査の適用状況

新弁法の第2条および第7条によると、サイバーセキュリティ審査は、以下の二つの状況にのみ適用される。

✓ 状況1

重要情報インフラの運営者が、ネットワーク関連の製品・サービスを調達し、国家の安全に影響を及ぼし、またはその可能性があるとき。

✓ 状況2

オンラインプラットフォームの運営者が、データを取り扱い、国家の安全に影響を及ぼし、またはその可能性があるとき。特に、**100万人以上のユーザーの個人情報を保有するオンラインプラットフォームの運営者は、中国国外に上場する場合には**、その旨をサイバーセキュリティ審査弁公室に報告し、サイバーセキュリティ審査を受けなければならない。

また、香港証券取引所に上場する際に、サイバーセキュリティ審査が必要となるのか否かについては、新弁法においては、依然として明確に定められていない。一方で、「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」の第13条によると、「データ取扱者の香港における上場が、国家の安全に影響し、又は影響する可能性のある場合には、データ取扱者は、国の関連規定に基づき、サイバーセキュリティ審査を申しなければならない」とされている。このため、香港に上場する際にサイバーセキュリティ審査を要しないものと断言することはできないものと考えられる。

3. 新弁法におけるその他の改定点

上記のほか、新弁法においては、以下のような細分化された内容も改定されている。

- ✓ サイバーセキュリティ審査を行う際における国家の安全に関する審査の要素の追加(新弁法第10条)。
- ✓ サイバーセキュリティ審査の所要期間の3か月から90営業日への延長(新弁法第14条)。

- ✓ サイバーセキュリティ審査と、データセキュリティ審査および外商投資セキュリティ審査との間における関係性の明確化(新弁法第 22 条第 2 項)。

四、日系企業へのコメント

新弁法の適用範囲から見ると、その対象は重要情報インフラ運営者およびオンラインプラットフォーム運営者のみに限定されているため、重要情報インフラ運営者およびオンラインプラットフォーム運営者に該当しない一般的な日系企業は、原則として、サイバーセキュリティ審査の申告義務を懸念する必要はないものと考えられる。

その一方で、中国においてオンラインプラットフォームを運営している日系企業にとっては、新弁法における適用対象となる可能性があるため、新弁法に従って慎重にデータを取り扱わなければならないと同時に、オンラインプラットフォーム運営者の認定に関する立法の動向に引き続き注意を払っておく必要があるものと考えられる。

以上

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>